

第3回 佐世保市地域運営研究会

資料2－1 一括交付金化【他都市との比較】	1
資料2－2 取組事例集	2
資料2－3 社会教育主事	7

令和4年3月22日（火）

一括交付金化【他都市との比較】

資料2 - 1

市町	財政支援 の名称	定義	対象外 経費	使途の制限の考え方	積立	実績報告
佐世保市	補助金	補助金	あり	条例上の取組事項の事業に係る経費であれば、慶弔費以外補助対象{一部制限がかかる経費（懇親会・個人資産形成）あり}・宗教または政治活動等、公序良俗に反する事業にかかる経費	×	●収支決算書 ●事業費内訳書 ●写真等
長野市	交付金	交付金	あり	宗教的又は政治的活動、公序良俗に反するもの、専ら特定の企業及び個人の利益を追求するためのもの、その他市長が不適当と認めるもの	○	●収支決算書 ●写真及び資料 ●会計簿
越谷市	助成金	補助金	あり	酒類、慶弔費、交際費は対象外	×	●実施結果報告書（事業ごとの収支と支出項目ごとにいくら使ったか）
船橋市	交付金	交付金	あり	民主的な自治活動の運営に資するものでない経費は対象外	○	●事業報告書 ●決算書
富山市	補助金	補助金	あり	地域活動全般に直接関係のない経費は対象外	×	●事業全体の収支決算書
一宮市	交付金	交付金	あり	酒類、食事（1人2千円上限）、趣旨にそぐわない事業、政治、宗教、営利目的の事業	○	●補助事業等完了報告書 ●事業報告書 ●領収書
寝屋川市	交付金	補助金	あり	懇親会、慶弔費、交際費、会議・視察・研修等での食事代、役員への報酬や活動参加の謝金、慰労を目的とした旅費、趣旨にそぐわない参加費や景品	○	●実績報告書 ●収支報告書 ●総会議案書の写し ●総会議事録要旨の写し ●領収書の写し ●通帳の写し
明石市	交付金	補助金	あり	懇親会、慶弔費、交際費、個人に帰属する部分の大きい経費	単年度 25%の最大5年まで	●交付事業実績報告書兼積立承諾申請書 ●事業実績報告書 ●詳細事業実績報告書 ●収支決算書 ●領収書 ●事業実施で活用した書類（会計簿、備品台帳等）
奈良市	一括交付金	補助金	あり	交際費、慶弔費、団体等の会費、懇親会、社会通念上適切でないとする経費	○	●地域づくり一括交付金対象事業支出内訳書 ●地域づくり一括交付金実績報告書 ●事業報告書 ●収支決算書 ●領収書等
松山市	一括交付金	補助金	あり	酒類、慶弔費、交際費、懇親会費、慰安旅費	○	●実績報告書 ●収支決算書
呉市	一括交付金	交付金	あり	宗教活動、政治活動、選挙、地域課題解決にそぐわない事業	○	●実績報告書 ●収支決算書
下関市	交付金	補助金	あり	懇親会、慶弔費、交際費、役員手当、親睦を目的とした旅費、他	×	●実績報告書 ●収支決算書
長崎市	交付金	補助金	あり	懇親会、慶弔費、交際費他	×	●事業報告書 ●収支決算書 ●事業別収支決算書 ●領収書の写し ●写真等
大分市	一括交付金	補助金	あり	懇親会、慶弔費、交際費、賞金、金券、社会通念上不適切な支出	○	●収支決算書 ●事業実績報告書

中山間地域等における企業の 社会貢献活動(CSR)の取組事例集



平成26年3月

中国圏広域地方計画推進室

(国土交通省 中国地方整備局 企画部 広域計画課)



老舗企業として地域への貢献を目指した集落の共同作業の支援

出雲市集落応援隊への登録により集落の共同作業の支援の実践



活動の概要

出雲市集落応援隊への登録による集落の共同作業の支援

企業名	株式会社土井豆組	業種	建設業	活動地域	出雲市内の中山間地域
活動種類	集落の共同作業の支援	活動期間	平成 22 年度～	中間支援組織	出雲市
URL	—				

出雲市に立地している株式会社土井豆組は、創業 80 年を超える老舗の建設業者として、地域に密着した事業活動を展開しています。そのような中、地域貢献への取組として出雲市の集落応援隊へ登録を行い、出雲市内の社会的共同生活等が困難な集落における共同作業（集落道の草刈りや枝の伐採、水路の清掃等）の支援を行っています。



活動状況（集合写真）



地域との交流（活動後の地域からのもてなし）



活動のきっかけ

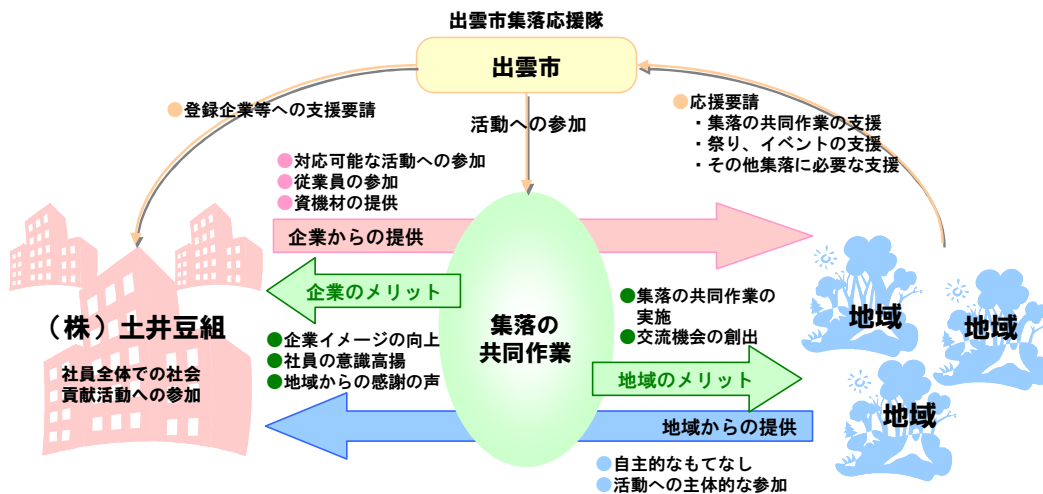
地域への貢献をめざして出雲市集落応援隊への登録

平成 22 年度の出雲市集落応援隊の設立当初から参加し、従業員の出身地等の集落での共同作業の支援を行っています。

段階	取組の概要
きっかけ	・ 地元の老舗企業として、地域の人手不足・高齢化の実情を認識しており、地元を良くしたいという思いを持っていました。
地域の選定	・ 平成 22 年度に、出雲市にて集落応援隊の活動を始めることを知り、地域への貢献を図るため登録することを決めました。登録の際には、従業員に対して取組む旨の説明を行い、従業員の理解を得るよう努めました。
地域との合意	・ 中間支援組織である出雲市からの支援要請の連絡を受け、対応可能な活動へ参加しています。



【取組の体制】



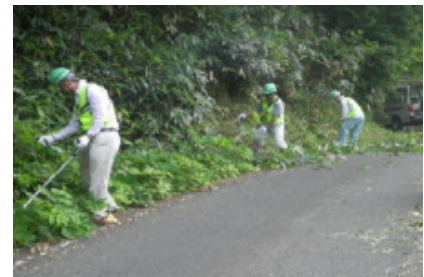
取組の特徴

建設業者としての特性を活かした支援！

建設業者の人材・資機材・技術を活かして無理なくできることを継続！

活動は、道路沿いの草刈や側溝の清掃等が多くなっています。自社保有の資機材等で提供できるものがあれば、無理のない範囲で協力することとしています。なお、資機材等に使用する燃料は、地域の方が準備することもあり、お互いの負担が大きにならない配慮に努めています。

また、草刈機等の危険を有する機器の取扱や傾斜の厳しい場所での作業等においては、建設業者としての事業活動の経験を活かし、プロ意識を持って率先して取組むこととしています。



道路沿いの草刈の状況

社員が参加しやすい環境づくり！

従業員18名の中小企業であり、社長自らが出雲市集落応援隊との調整窓口の役割を担い、会社として社会貢献活動に取組む意識を高めています。また、活動は、集落の要望から休日が多くなっていますが、会社として取組んでいるというスタンスを社員に示すため、「休日出勤扱い」としています。

このような社員が参加しやすい環境づくりを行い、出雲市からの複数の応援要請に対し、従業員が交代で対応し、社員全体で社会貢献活動に取り組んでいます。



活動時の様子（地域代表者の挨拶）



とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業への参加による社会貢献活動

地域に育てられている球団としての感謝と、愛される球団をめざして



活動の概要

地域の皆様方に愛される球団をめざして

企業名	徳島インディゴソックス球団	業種	野球興行	活動地域	徳島県内の農山漁村地域
活動種類	協働活動による集落支援	活動期間	3年未満	中間支援組織	徳島県
URL	http://www.indigo-socks.com/				

四国アイランドリーグの野球チーム・徳島インディゴソックス球団は、徳島県が取組む「とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業」の協働パートナーとして県と協定を締結し、協働活動により徳島県内の農山漁村地域における集落の支援等を行っています。これまで、お祭りでのおちょうさ（太鼓屋台）の担ぎ手、ソバの刈取り作業、雛まつりの雛壇の飾りつけ等、様々な活動の支援を行っています。



おちょうさ（太鼓屋台）の担ぎ手として参加

地域の皆様方に愛される球団をめざして、積極的な社会貢献活動に取り組む中で、地域の方々との交流を深めています。



活動のきっかけ

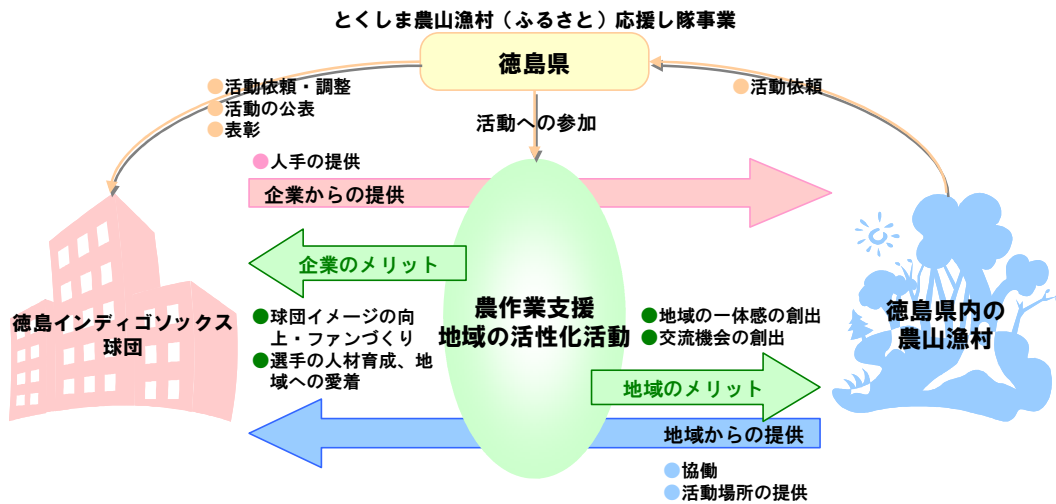
球団の理念である「選手の育成」と「地域貢献活動」の実践

球団の理念の実践として、農山漁村を支援する方法として、「とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業」へ参加しました。

段階	取組の概要
きっかけ	・球団の理念として、「選手の育成」と「地域貢献活動」を掲げ、これまでも、地域に根ざした活動として、野球教室やスクールガード（児童の下校時の見守り）、ECO活動（清掃活動）等を取組んでいます。
地域の選定	・過疎化等によって厳しい状況にある農山漁村を支援したいという思いが高まり、具体的な方法を模索していたところ、徳島県が「とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業」に取り組むことを知りました。
地域との合意	・「とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業」が、球団の理念に掲げている「選手の育成」と「地域貢献活動」の実践にふさわしい取組であることを踏まえ、参加することを決めました。



【取組の体制】



取組の特徴

地域貢献を通じた人材育成と球団のファンづくり！

球団と選手間の契約の中に社会貢献活動を位置づけ！

球団と選手間の契約の中には、チームの一員として積極的に地域貢献活動を行うことが含まれています。また、新人講習の中でも地域貢献活動の教育が取組まれており、選手一人ひとりに地域貢献活動へ参加する姿勢が育まれています。

球団には若い選手が多く、社会貢献活動への取組を通じて、社会と触れ合う機会を持ち、人間的にも成長するきっかけとなっています。

また、県外出身の選手も多く、様々な地域での社会貢献活動に取り組むことで、徳島の文化や食材に触れ、徳島への愛着を高めることにもつながっています。



様々な社会貢献活動

社会貢献活動が球団のファンづくりにつながっています！

社会貢献活動を通じて、地域住民の方々との交流機会を設けることで、地域の維持や活性化につながるとともに、徳島インディゴソックス球団のファンづくりにつながっています。

活動の支援として訪れた地域の方々が、球団の試合の応援に来てくれる等、地域に愛される球団となっていくことを実感しています。



様々な社会貢献活動



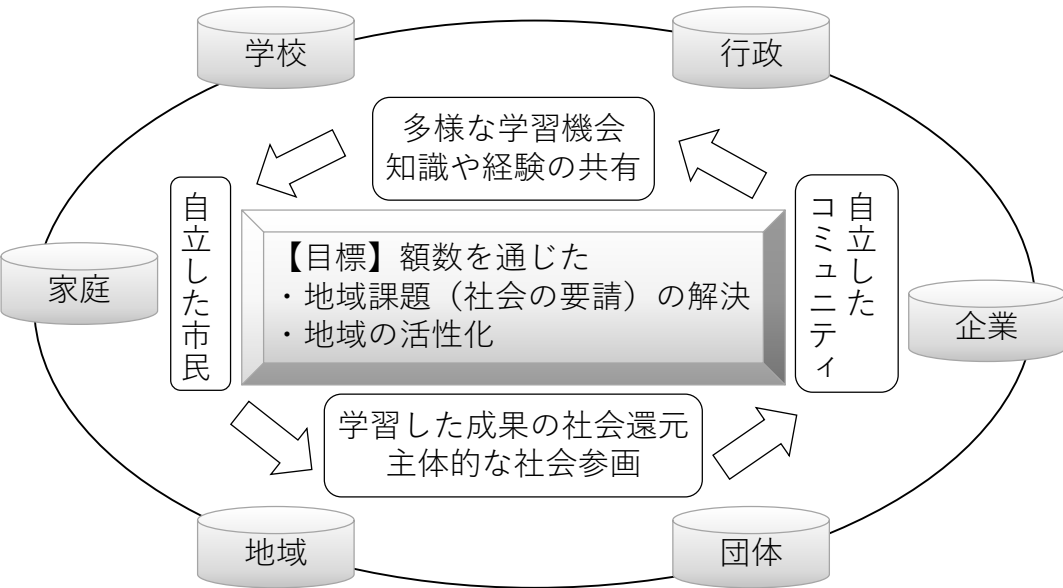
社会教育主事

社会教育法

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

間接的な支援



新たな「公共」の形成に資する社会教育の在り方に関する調査研究報告書
(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

令和3年度 社会教育主事講習（B）

社会教育経営論

第1章 社会教育行政と地域活性化

- I 社会教育行政と地域づくり
- II 社会教育行政と市民協働、住民自治

地域課題解決の拠点としての
社会教育施設の役割

第2章 社会教育行政の経営戦略

- I 行政の経営戦略
- II 社会教育行政の経営戦略

地域のメンバーと自治体職員が共に
地域課題、その解決を話し合う場を
積極的に設ける

第3章 社会教育の現状把握と広報戦略

- I 地域課題の分析と把握
- II 学習課題把握のための調査法とその活用
- III 社会教育行政における地域広報戦略

地域課題を踏まえた
学習課題の設定

顔の見える広報

第4章 社会教育における地域人材の育成

- I 地域課題解決・まちづくりに取組む人材の育成と活動支援
- II コーディネータの役割、必要な知識・技術

行政と地域団体の連携・協働

第5章 学習成果の評価と活用実際

- I 学習評価と学習成果の評価・認証
- II 学習成果の活用

地域資源を活用した学習プログラム
(地域課題)
・少子高齢化・人口減少・認知症
・安心・安全・防犯・防災
・伝統文化・産業衰退
・環境問題・ごみ問題
・地域の魅力発信・誇りの消失

第6章 社会教育を推進する地域ネットワークの形成

- I 家庭、学校、地域の連携・協働の推進と地域の活性化
- II NPO、企業等との連携・協働の推進と地域活性化

第7章 社会教育施設の経営戦略